

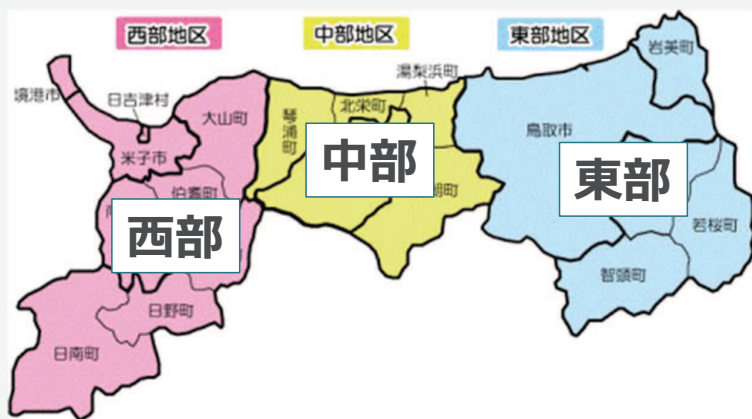
2000鳥取県西部地震 2016鳥取県中部地震

鳥取県の地勢

2

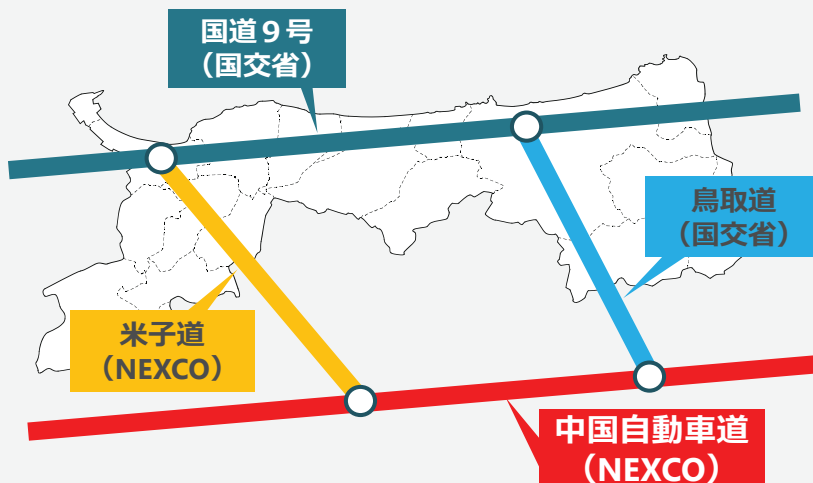


鳥取県の人口 約53万人



- 東西に長い地形
- 東／中／西部で区分
- 平野が少なく急峻な地形
- 県全域が豪雪地帯に指定

- 国道9号が東西をつなぐ幹線（部分的に旧道と高架道が並行）



地震の概要（2000鳥取県西部地震）

地震発生時刻

2000年（平成12年）10月6日（金）13時30分

震源地 鳥取県西部

震源の深さ 9 km

地震の規模 **M7.3**

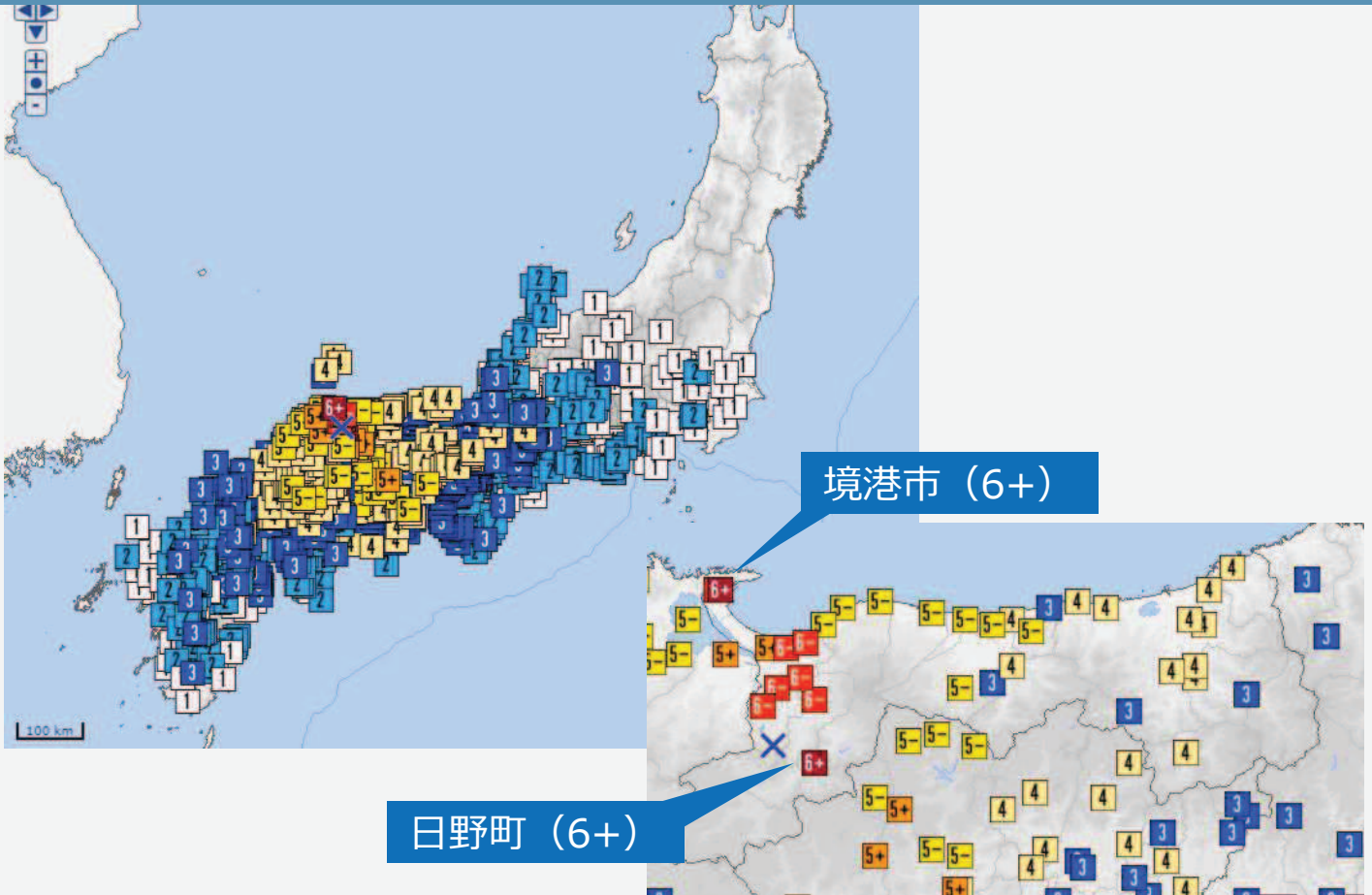
※阪神淡路大震災と同規模

最大震度 **震度6強**（境港市、日野町）

被害状況

人的被害 重傷31名 軽傷110名 **死者ゼロ**

家屋被害 **全壊394棟 半壊2,494棟**



出典：気象庁ホームページ「震度データベース」



岩石の直撃を受けた車両(旧溝口町)



駐車場に一時避難した西伯病院の患者



屋外避難した老人保健施設の入所者(日野町)



避難所での医療班の検診を受ける被災者



日野町



屋根にブルーシートがかけられた住宅(日野町)



西伯町

支援制度導入、その後

- **被災地の人口減はほぼ見られなかった**
→結果的に政策目的は達成されたのでは。
- **その後、県では制度を恒久化した**
(2016鳥取県中部地震でも活用)
- **被災者生活再建支援法の改正**
(2007使途制限の撤廃)

発生日 平成28年10月21日（金） 14:07
震源地 鳥取県中部 **マグニチュード 6.6**
最大震度 6弱 倉吉市、湯梨浜町、北栄町



人的被害 重傷7人、軽傷17人 **※関連死も含めて死者はゼロ**
住家被害 約1万4千棟（全壊17、半壊280棟など） **※火災ゼロ**
避難者 最大時2,980人（当日21時現在） **12/16で避難者ゼロ**
避難所開設 最大時51箇所（10/22 7時現在） **12/21で全て閉鎖**

被災した住宅の建替、修繕を支援

10月21日に発生した鳥取県中部を震源とする地震によりお住まいの住宅(※)に被害を受けた方が、住宅の建設・購入、補修される場合に、次のとおり支援します。

(※ 所有者又は所有者の三親等以内の親族が居住する住宅が対象。賃貸住宅は対象外。)

1 被災者住宅再建支援補助金

住宅の再建方法（建設・購入、補修）、住宅の損傷の程度や世帯人数に応じて支援します。
 ※住宅の損傷の程度は、市町村が交付する「リ災証明書」により確認します。

「一部破損」の場合は、「リ災証明書」の損害基準判定(注)が10%以上20%未満の場合に限ります。

(注)損害基準判定：住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合

【支援額】

| 住宅再建の方法 | 世帯人数 | 損傷の程度 | | | | 対象経費 |
|---------|------|-------------|-------------------------|----------------------|------------------------|------------------------------|
| | | 全壊 50%以上 | 大規模半壊 50%未満 40%以上 | 半壊 40%未満 20%以上 | 一部破損 20%未満 10%以上 | |
| 建設又は購入 | 2人以上 | 300万円 | 250万円 | - | - | 使途不問 |
| | 1人 | 225万円 | 187万5千円 | - | - | |
| 補修 | 2人以上 | 200万円 | 150万円 | 上限 100万円 | 上限 30万円 | 全壊・大規模半壊は使途不問、半壊・一部破損は補修費に限る |
| | 1人 | 150万円 | 112万5千円 | 上限 75万円 | 上限 30万円 | |

【申請に係る注意事項】

・半壊又は一部破損の場合の申請には、補修前後の写真や補修金額が分かる書類（契約書・領収書等）が必要な場合がありますので、紛失等しないよう御注意ください。

2 被災者住宅修繕支援金

1の「被災者住宅再建支援補助金」の要件を満たさない、損傷規模の小さい住宅の修繕を支援します。

※住宅の損傷の程度は、市町村が交付する「リ災証明書」により確認します。

【支援額】

| 損害基準判定 | 4%超 | 3%超 4%以下 | 2%超 3%以下 | 1%超 2%以下 | 1%以下 |
|--------|-----|-------------|-------------|-------------|------|
| 支援額 | 5万円 | 4万円 | 3万円 | 2万円 | 1万円 |

【注意事項】

・申請窓口はお住まいの市町村となります。申請手続の詳細は、市町村窓口にお尋ねください。
 ・申請には市町村が交付する「リ災証明書」が必要です。リ災証明書の申請については、市町村窓口にお尋ねください。

【県庁問合せ先】

生活環境部 暮らしの安心局 住まいまちづくり課

電話：0857-26-7390

ファクシミリ：0857-26-8113

電子メール：sumaimachizukuri@pref.tottori.jp

(平成28年11月17日 作成)

復興の総仕上げとして、家屋の修繕が進まない世帯を訪ねて事情を聞き、福祉・建築・法律などの専門家で構成される支援チームが個別に復興の道筋を提案する「災害ケースマネジメント」の取組を進めました。

